別冊［参考資料］

石川県における夜間中学の設置について

令和6年3月

石川県教育委員会

【目次】

ページ

Ⅰ.　夜間中学の概要及び動向…………………………………………………………　1

１．国の経緯及び概要

２．全国の動向

（１）国の動向

（２）他県の動向

Ⅱ.　本県における夜間中学設置の必要性………………………………………　3

１．本県の現状

（１）県内の日本人の未就学者数及び最終卒業学校が「小学校」の人数

（２）県内の中学校の不登校生徒数

（３）中学校卒業後の状況

（４）県内の中学校において日本語指導が必要な児童生徒数

（５）県内の在留外国人の未就学者数及び最終卒業学校が「小学校」「中学校」の人数

２．第１回ニーズ調査

（１）目的

（２）調査期間

（３）調査方法

（４）解答件数

（５）調査結果

Ⅲ.夜間中学設置・開校に向けた取組…………………………………………………　8

〈参考資料〉………………………………………………………………………………　10

Ⅰ. 夜間中学の概要及び動向

1. 夜間中学の経緯及び概要【資料1】

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。

昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、令和5年度現在、17都道府県に44校が設置されている。

近年、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

2. 全国の動向

(1)国の動向

○ 平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。【資料2】

○ 平成29年3月、市町村立のみならず都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、義務教育費国庫負担法が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなった。【資料3】

○ 平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。【資料4】

○ 令和3年1月には、国会において、今後5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す内容の発言があった。【資料5】

○ 令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが明記された。【資料6】

（2）他県の動向

夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧（R5年10月時点）　17都道府県に44校

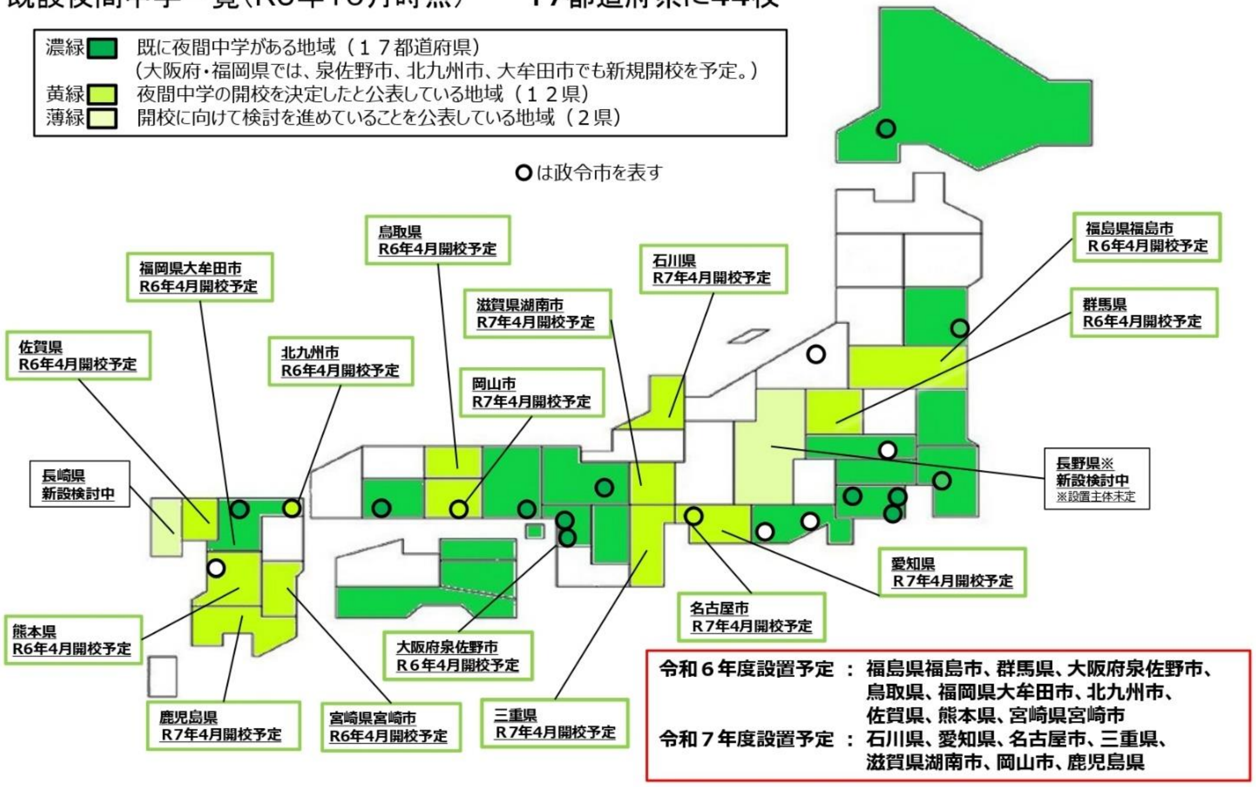

夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】
	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糀谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゅく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいよん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
	八王子市	第五(だいご)中学校
神奈川県	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
兵庫県	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にしの)分校
		兵庫(ひょうご)中学校北分校
	姫路市	あかつき中学校【令和5年4月開校】
	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	橿原市	畝傍(うねび)中学校
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校
		二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校

（出典：文部科学省ホームページ「夜間中学の設置・検討状況」）

II. 本県における夜間中学設置の必要性

Ⅰ. 本県の現状

義務教育段階の学び直しを必要としている人は、

- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人（未就学者、小学校卒業後中学校に入学しなかった人、中学校を中途退学した人）
- 不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま、学校の配慮等により卒業（形式的卒業）した人
- 在留外国人の中で、母国や日本において義務教育を十分に受けられなかった人

などに多いと考えられる。ただし、在留外国人のうち、中学校を卒業して、高等学校へ進学した割合は高いので、小・中学校での授業や日本語教室等での学習を通じて、ほとんどの生徒が高等学校へ進学するための学力を身に付けることができていると考えられる。

（Ⅰ） 県内の日本人の未就学者数及び最終卒業学校が「小学校」の人数

○ 国勢調査では、Ⅰ0年ごとにⅠ5歳以上の未就学者数等を調査している。

○ 県内の未就学者数（小学校を卒業していないか入学していない人数）は、減少傾向である。

○ 令和2年国勢調査では、県内の未就学者数に加え、最終卒業学校が「小学校」の人数も公表され、未就学者数と合わせた数は、80代以上の世代の割合が高いことが示されている。

◆ 県内の未就学者及び最終卒業学校が「小学校」の人数（義務教育未修了者）

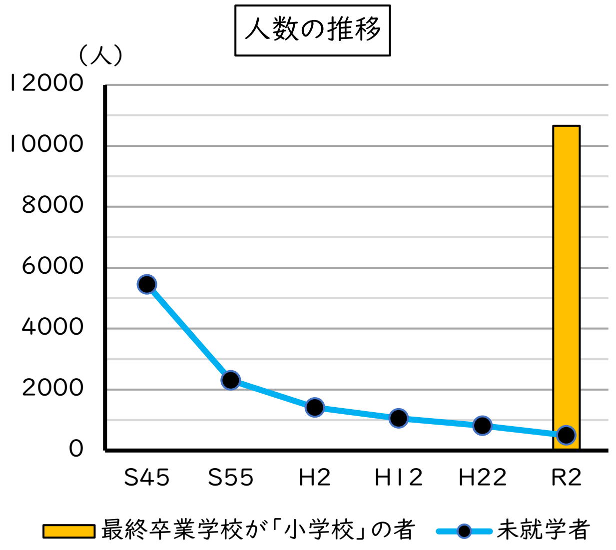

（出典：総務省統計局　国勢調査）

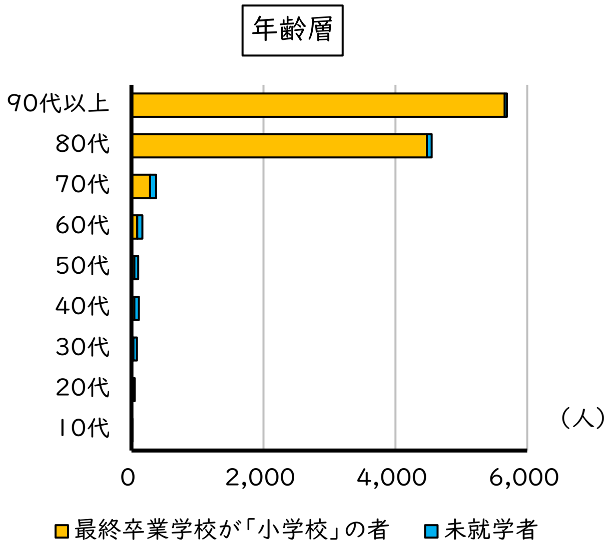

（出典：総務省統計局　令和2年国勢調査）

◆　市町別の義務教育未修了者数

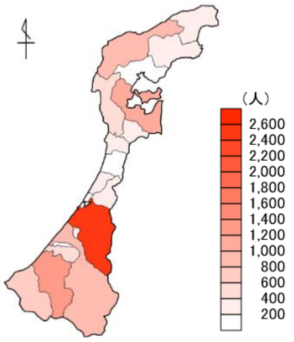

市町名	人数
加賀市	780
小松市	1267
能美市	446
川北町	46
白山市	926
野々市市	205
金沢市	2529
津幡町	351
内灘町	199
かほく市	392

市町名	人数
宝達志水町	161
志賀町	451
羽咋市	343
中能登町	267
七尾市	1098
能登町	307
穴水町	194
輪島市	808
珠洲市	379

（出典：総務省統計局　令和2年国勢調査）

◆　市町別の人口に対する義務教育未修了者数の割合

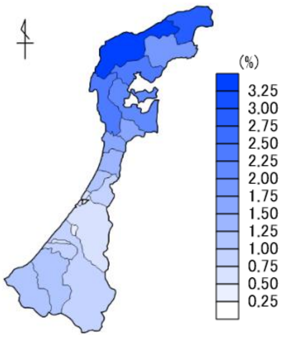

市町名	割合
加賀市	1.23
小松市	1.19
能美市	0.92
川北町	0.75
白山市	0.84
野々市市	0.36
金沢市	0.55
津幡町	0.95
内灘町	0.75
かほく市	1.12

市町名	割合
宝達志水町	1.33
志賀町	2.42
羽咋市	1.68
中能登町	1.61
七尾市	2.18
能登町	1.96
穴水町	2.46
輪島市	3.28
珠洲市	2.93

（出典：総務省統計局　令和2年国勢調査）

（2）　県内の中学校の不登校生徒数

○　文部科学省の調査によれば、県内の中学校における不登校生徒数は、平成27年度以降、年々増加している。

○　不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町教育委員会等において様々な形で学習支援を行っている。しかし、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校の配慮等により卒業（中学校形式的卒業）する生徒もいる。

◆　県内の中学校の不登校生徒数（※国公私立を含む）

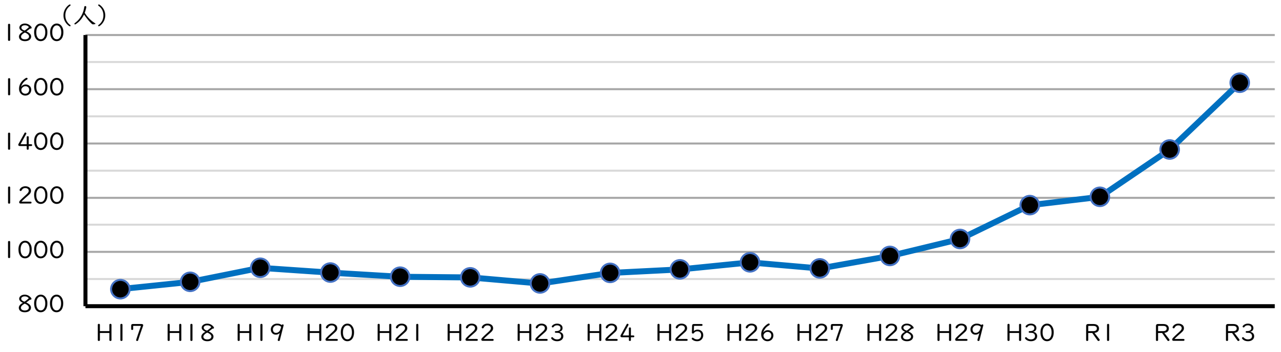

（出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（～H27）
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（H28～））

（3） 中学校卒業後の状況

○ 文部科学省の調査によれば、県内の中学校を卒業後、高等学校等への進学率は、平成17年度以降、およそ99％である。

○ 高等学校等以外の進路として、「専修学校（高等課程・一般課程）」「職業能力開発施設」「就職」「不詳・死亡」「それ以外（家事手伝い・外国の学校に進学など、高等学校等への進学も就職もしていない）」がある。高等学校等以外の進路を選択した人数は減少傾向であるが、近年「それ以外」の人数は増加傾向にある。

◆ 県内の中学校卒業者のうち、高等学校等以外の進路別人数（※国公私立を含む）

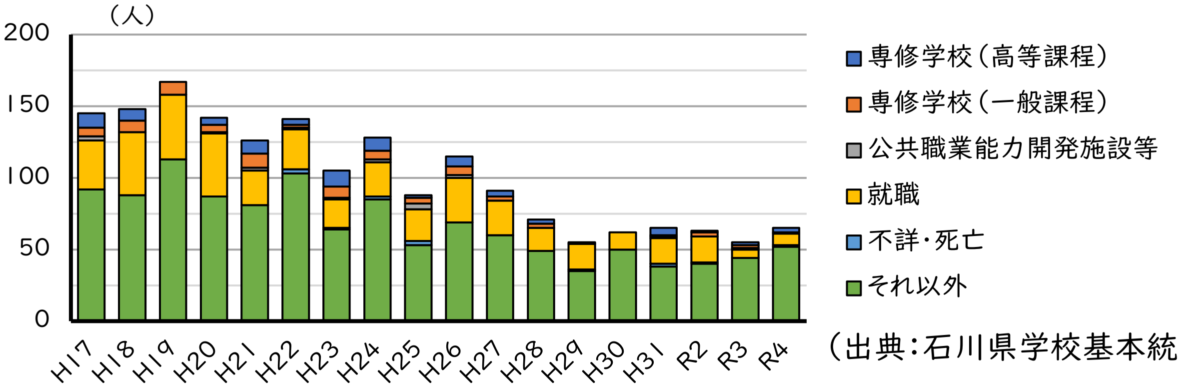

（出典：石川県学校基本統計）

（4） 県内の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒数

○ 平成28年に文部科学省より出された「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」によると、「義務教育諸学校に在籍する外国人生徒等が、日本語能力が十分でない等の理由により、希望しても高等学校への進学を果たせずに就職・帰国せざるを得ない状況が生じている。」とあり、小・中学校を通じた外国人児童生徒等の学力保障が課題とされている。（※P.27）

○ 文部科学省の調査によれば、令和2年度に卒業した日本語指導が必要な生徒のうち、進学以外を選択した生徒の割合は10.1％であり、そのうちの49.9％は進学・就職・帰国もしていない。

○ 県内の小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は増加しており、小中学校共に外国籍の児童生徒数に増加の傾向がみられる。

◆ 令和2年度に卒業した日本語指導が必要な生徒のうち、進学以外を選択した生徒の進路状況（※全国値）

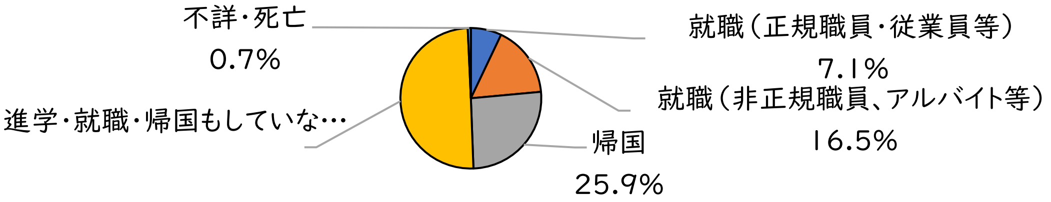

（出典：文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度））

◆ 県内の日本語指導が必要な児童生徒数の推移（※公立のみ）

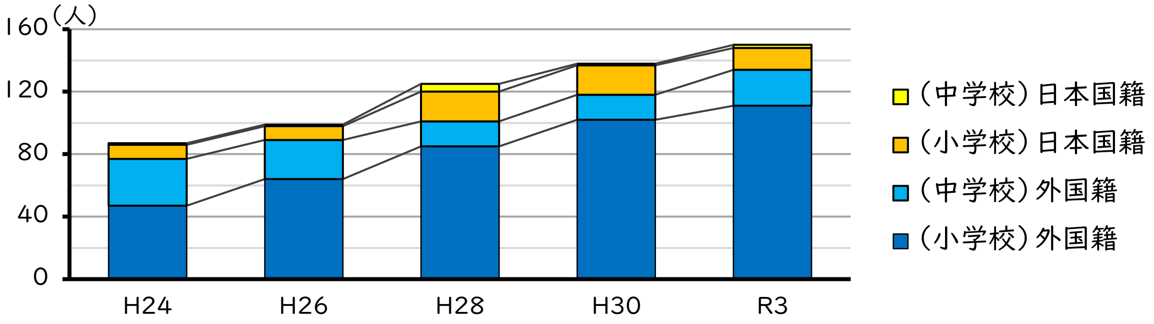

（出典：文部科学省　日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査）

（5）　県内の在留外国人の未就学者数及び最終卒業学校が「小学校」「中学校」の人数

〇　国勢調査では、10年ごとに外国人の人口等を調査している。

〇　在留外国人の中には、日本や母国等で9年間の普通教育を受けられなかった人や、十分に受けられないまま学齢を超過した人もいる。

〇　15～19歳の年齢層のうち、中学校を卒業して、高等学校へ進学した割合は96.8％であるので、小・中学校での授業や日本語教室等での学習を通じて、ほとんどの生徒が高等学校へ進学するための学力を身に付けることができていると考えられる。

◆　県内の在留外国人の未就学者及び最終卒業学校が「小学校」の人数

県内の在留外国人の数の推移

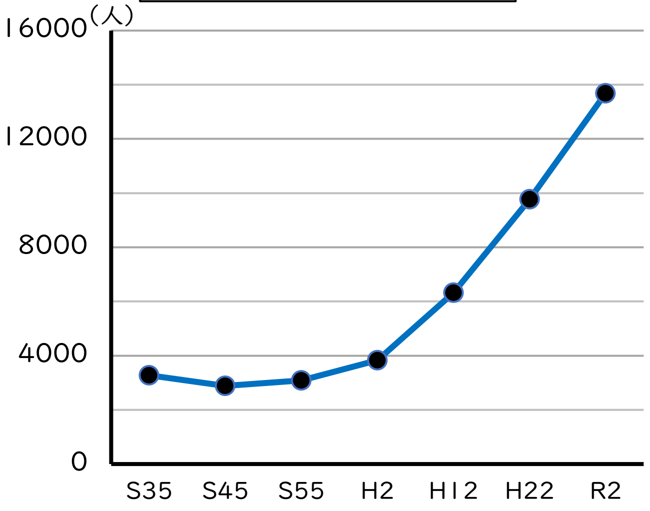

（出典：総務省統計局　国勢調査）

最終卒業学校が「小学校」の者
及び 未就学者

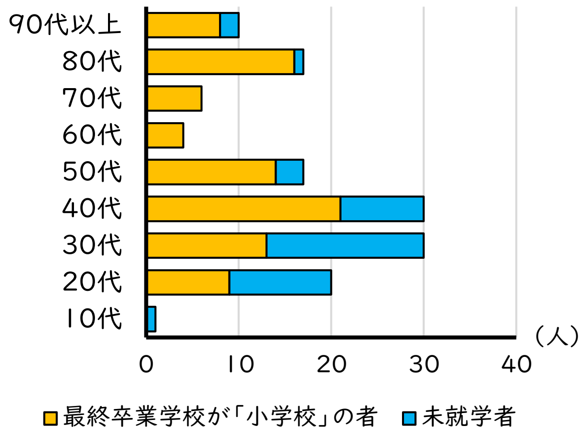

（出典：総務省統計局　令和2年国勢調査）

◆　最終卒業学校別の人数（15～19歳）

	総数	小学校	中学校	高等学校	大学等	在学中	未就学者
人数	379	－	11	86	－	281	1

（出典：総務省統計局　令和2年国勢調査）

2. 第1回ニーズ調査

(1) 目的

県内において公立夜間中学に入学の可能性がある方の人数などニーズの把握

(2) 調査期間

令和4年8月12日～令和4年9月30日

(3) 調査方法

① 県内各所に設置した料金受取人払い郵便はがき(計1万枚)による回答
- 県の関係公共施設等
- 市役所・町役場・公民館・図書館・自主夜間中学・学習支援施設・国際交流施設・スーパー等(市町教育委員会経由)

② 県教委のHPからのインターネットによる回答

(4) 解答件数

489件(はがき232件、インターネット257件)

(5) 調査結果

【質問1】

あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか、また夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。

・自分が学んでみたい方が51人。
・身近にいる、思いつく人がいる方の合計は80人。
⇒ 夜間中学に入学の可能性がある方は、一定程度いるものと考えられる。

【質問2】(※質問1で、「自分が学んでみたい」と回答した方(51人)の回答)

あなたが夜間中学で学びたい理由を教えてください。

「卒業したが、もう一度学び直したいから」が48人であった。
⇒ この調査では、外国籍の方は少なかった。
⇒ 中学校は卒業しているが、しっかり勉強してこなかったので学び直したい方がいると思われる。

【質問4】(※質問1で、「自分が学んでみたい」と回答した方(51人)の回答)

あなたのことを教えてください。

年代
・20歳未満の方はいなかった。
・50歳代以上の方が31人で全体の半数以上を占めた。

お住まいの市町

教育事務所地区別人数			
小 松	金 沢	中能登	奥能登
7人	18人	17人	4人

⇒ 夜間中学で学びたいという大人の方は幅広い年代で県内全域におり、ニーズは確実にあると思われる。

III.　県立夜間中学設置・開校に向けた取組

令和4年	公立夜間中学開校検討会の開催（7・10・11・2月）【資料7】 • 対象者、設置主体、設置場所等に関すること
8月	第1回ニーズ調査の実施（～9月） 先進県視察
令和5年4月	県教育委員会に夜間中学開設準備室を設置 （専任2名を含む庁内全13人体制） 先進県視察 第1回県立夜間中学開設推進会議の開催 • 簡易版リーフレット等の検討・作成（全4か国語） • 学校教育目標等の検討・決定 • 教育課程・評価基準の作成 • 施設改修内容の検討・予算確保・施設改修 • 備品等の経費の検討・予算要求 • 学校設置にかかる手続き・条例等改正 • 教職員配置の検討・実施
5月	第2回県立夜間中学開設推進会議の開催 • 視察報告 • 基本方針等の検討
6月	校名の検討 設置場所の公表【資料8】
7月	第1回県立夜間中学開設連携会議
8月	第3回県立夜間中学開設推進会議の開催 • 各課進捗状況 • 今後の予定 教育委員会会議 • 校名の決定【資料9】
9月	校章の検討 第2回ニーズ調査の実施（アンケート）【資料10】
10月	校歌の制作

11月	夜間中学シンポジウム&個別相談会の実施【資料11】 第4回県立夜間中学開設推進会議の開催 • 各課進捗状況 • 今後の予定 第2回県立夜間中学開設連携会議
1月	校旗の制作
2月	詳細版リーフレットの検討・作成(7言語)
令和6年度 (予定)	リーフレット配布 学校説明会の実施 学校管理運営計画の作成 教科書等の検討・決定 教育課程・評価基準の修正 備品の配置・ICT 機器整備 施設の完成 体験授業、入学説明会の実施 募集要項・入学願書配付 面接・入学手続きの実施 校旗・校歌の完成 等
令和7年4月	開校

〈参考資料〉

【資料1】

夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版)

本手引の趣旨

○ 夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20年代初頭に中学校に付設された学級です。
昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、令和4年度現在、15都道府県で40校が設置されています。

○ 夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

【資料2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)

第一章 総則
(目的)
第一条

この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)
第三条

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一~三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)
第五条

地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
(就学の機会の提供等)
第十四条

地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその

機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【資料3】

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（平成29年3月改正）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）
第二条

国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一　市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二　（略）

三　都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

【資料4】

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群
4．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

○ 夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【資料5】

国会答弁（令和3年1月25日） 第204回通常国会衆議院予算委員会

〈質問（要旨）〉遠山清彦委員
　様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、そして不登校の子供たち、これらの皆さんに日本全国で学びの機会を提供する夜間中学を、菅総理のリーダーシップで全国に設置をしていただきたい。できれば、少人数学級の実現と同じように、来年度からの五年間で、この夜間中学の全ての都道府県、指定都市に少なくとも一校を設置するという目標達成を目指していただきたいと思います。

〈答弁〉菅内閣総理大臣
　夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。
　引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後五年間で全ての都道府県、指定都市に夜間中学校が少なくとも一つ設置をされる、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て取り組んでいきたい、このように思います。

【資料6】

教育振興基本計画（令和5年6月16日）

〇夜間中学の設置・充実
- 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【資料7】

令和4年度公立夜間中学開校検討会

設置主体及び設置形態
　県が設置主体となり、北陸初となる県立夜間中学を単独校として設置する。

令和4年7月、県教育委員会と各市町教育委員会による「公立夜間中学開設検討会」を設置し、第1回ニーズ調査により、本県においても一定のニーズがあることが把握できた。また、市町が設置する場合は、学校規模が小さく、生徒のニーズに応じた教育課程が編成しやすいものの、財政や教員確保の面で負担が大きいことから、全市町から県による設置が望ましいという意見を受け、県で設置することとした。

【資料8】

設置場所

石川県立金沢中央高等学校【定時制課程：昼間制・夜間制】内3階・4階(石川県金沢市泉本町6丁目105番地)
- 既存の施設を利用して教室を確保できること
- 通学の利便性が良いこと

などを勘案し、決定した。

【資料9】

校名の決定

石川県立あすなろ中学校 • 公募によって案を募集したところ、124件107点の応募があり、教育関係者からなる校名検討会における検討を踏まえ、教育委員会会議にて「石川県立あすなろ中学校」と決定した。 • 「あすなろ」は石川県の木"アテ"の別名であり、「明日はヒノキになろう」という想いが自分の夢や希望の実現に向かって進んでいこうとする夜間中学の理念にふさわしいと判断した。

【資料10】

第2回ニーズ調査

目　　的	県内において、公立夜間中学に入学を希望もしくは検討されている方の要望などの把握
調査期間	令和5年9月30日～令和5年12月22日
調査方法	1　紙媒体の簡易版リーフレット（はがきアンケートと一体型：56,000 部） （ア）県内各所に設置 ①　県の関係公共施設 ②　市役所・町役場・公民館・図書館・国際交流施設（市町教育委員会経由） ③　スーパー、薬局　等 （イ）回覧板の活用（各市町教育委員会） 2　電子媒体の簡易版リーフレット 公立学校の全保護者に対し、学校からメール等にて送付
回答方法	• ハガキの投函 • 県電子申請システムの利用

【資料11】

夜間中学シンポジウム&個別相談会

<table>
<tr><td>日　　時</td><td>令和5年11月5日</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td>石川県地場産業振興センター　本館2階　第1研修室</td></tr>
<tr><td>プログラム</td><td>
<table>
<tr><td>開 会 挨 拶</td><td>馳　浩　石川県知事</td></tr>
<tr><td>基 調 講 演</td><td>岡田　敏之　氏（基礎教育保障学会　会長）</td></tr>
<tr><td>パネルディスカッション</td><td>〈コーディネーター〉
村井 万寿夫　氏（北陸学院大学　教授）
〈パネリスト〉
岡田　敏之　　氏（基礎教育保障学会　会長）
都築　吉則　　氏（徳島県立しらさぎ中学校　校長）
小畑　康生　　氏（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室　室長）
北野　喜樹　　　（石川県教育委員会　教育長）</td></tr>
</table>
シンポジウム終了後、個別相談会の実施</td></tr>
<tr><td>参加者数</td><td>約120名（教育関係者、希望者等）</td></tr>
</table>

その他夜間中学に関する文部科学省通知等

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年1月14日）

第1　改正等の概要

1　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）

（1）特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。（第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）

（2）他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとすること。（第56条の3、第79条、第108条第1項及び第132条の4関係）

2　学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）

学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の3の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

（1）指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。（第1号関係）

（2）授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間280単位時間以内とすること。（第2号及び附則第2項関係）

第2　留意事項

1　特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導（以下「日本語指導」という。）には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

2　特別の教育課程の対象となる児童生徒について

（1）日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとすること。

（2）日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（以下「日本語指導担当教員」という。）を始めとする複数人により、児

童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

3　特別の教育課程の指導の形態及び場所について（略）

4　特別の教育課程の授業時数について
（1）日本語指導に係る授業時数は、児童生徒の実態を踏まえて適切に定めるものとし、特別の必要がある場合には、年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではないこと。また、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合の2種類の指導の授業時数の合計についても同様であること。

（2）授業の実施に当たっては、児童生徒の実態を踏まえ、初期段階における集中的な指導や週当たりの授業時間の段階的な設定など、弾力的な運用が可能であること。

5　特別の教育課程の指導者について
（1）日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとすること。
（2）指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとすること。

6　特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施
（1）日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。
また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。

（2）指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

7　その他
　教員が、本務となる学校以外の学校において日本語指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）（平成27年7月30日　27初初企第15号）

1.　市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

　不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2.　入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

（1）指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース

（2）指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース

（3）転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース

（4）修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース

（5）学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針（平成29年3月31日）

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

（1）夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

（2）<u>夜間中学等における多様な生徒の受け入れ</u>

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢

を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

中学校学習指導要領（平成29年告示） 解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

（4）学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第1章第4の2の（4）のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。平成28年度現在、全国に31校が設置されている。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第56条の4等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によっ

て編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる(「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28文科初第1874号平成29年3月 31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の第3章教育課程の編成及び実施学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善(第1章第4の2の(4)のイ)

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「(4)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「(2)海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

（3）不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

（4）家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2　学校等の取組の充実

（1）「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添2）を参照すること。

（2）不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

   児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

   いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

   学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

   社会総掛かりで児童生徒を育んでいくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要である こと。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場

合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

（4）不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとすること。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとすること。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

（5）中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中

学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3　教育委員会の取組の充実

（1）不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

（2）学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

（3）教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

（4）訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

（5）民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）

平成28年6月　学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議

○　更に、我が国の義務教育諸学校に在籍する外国人生徒等が、日本語能力が十分でない等の理由により、希望しても高等学校への進学を果たせずに就職・帰国せざるを得ない状況が生じている。小・中学校を通じた外国人児童生徒等の学力保障や、高校入試における配慮等を通じた高校進学の促進、高校進学後の学習の支援等を通じた外国人の子供等の経済的・社会的自立の促進が課題である。